

4 - (2) 県内公共用水域に係る環境基準の水域類型指定状況

河川

(平成17年3月末現在)

水 域 名	範 囲	該当 類型	達成 期間	基 準 点	類型指定 年 月 日	備 考
米之津川	全域	A	イ	六月田橋 米之津橋	48. 6. 29	H7.6.5見直し(旧:C)
高尾野川上流	桜橋から上流	A	イ	桜橋	50. 4. 21	H8.6.5見直し(旧:B)
高尾野川下流	桜橋から下流	B	イ	出水橋	50. 4. 21	
折口川	全域	C	ロ	田島橋	50. 4. 21	
高松川	全域	A	イ	浜田橋	50. 4. 21	
川内川上流	曾木の滝から上流	A	イ	曾木大橋	48. 4. 2	
川内川中流	鶴田ダムから三堂川合流点まで	A	イ	中郷	46. 5. 25	
川内川下流	三堂川合流点から河口まで	B	ロ	小倉	46. 5. 25	
五反田川上流	上水道取水口から上流	A	イ	上水道取水口	50. 4. 21	H8.6.5見直し(旧:B)
五反田川下流	上水道取水口から下流	B	イ	五反田橋	50. 4. 21	
八房川	全域	A	イ	川上橋	50. 4. 21	
大里川	全域	C	ロ	恵比須橋	50. 4. 21	
神之川	全域	B	イ	大渡橋	51. 4. 26	
万之瀬川上流	広瀬橋から上流	A	イ	両添橋	49. 7. 5	
万之瀬川中流	広瀬橋から大谷川合流点まで	B	イ	花川橋	49. 7. 5	
万之瀬川下流	大谷川合流点から河口まで	C	ロ	万之瀬橋	49. 7. 5	
加世田川	全域	B	イ	田中橋	49. 7. 5	H7.6.5見直し(旧:C)
花渡川上流	滑川橋から上流	A	イ	上水道取水口	52. 6. 17	
花渡川下流	滑川橋から河口まで	C	ハ	第一花渡橋	52. 6. 17	
和田川	全域	C	ハ	潮見橋	49. 6. 14	
永田川	全域	B	ハ	新永田橋	49. 6. 14	
脇田川	全域	C	ロ	脇田井堰	47. 6. 19	
新川	全域	C	ロ	鶴ヶ崎第二橋	47. 6. 19	
甲突川上流	岩崎橋から上流	A	イ	河頭大橋 岩崎橋	47. 6. 19	H13.3.23地点見直し H7.6.5見直し(旧:B)
甲突川下流	岩崎橋から下流	C	イ	松方橋	47. 6. 19	S54.4.25見直し(旧:D)
稲荷川上流	水車入口橋から上流	A	ロ	水車入口橋	47. 6. 19	
稲荷川下流	水車入口橋から下流	C	ロ	黒葛原橋	47. 6. 19	
思川	全域	A	ハ	青木水流橋	49. 6. 14	
別府川	全域	A	イ	岩淵橋	49. 6. 14	
網掛川	全域	A	イ	田中橋	49. 6. 14	
天降川	全域	A	イ	新川橋	49. 6. 14	
中津川	全域	A	イ	犬飼橋	49. 6. 14	
検校川	全域	A	イ	検校橋	49. 6. 14	
本城川上流	内之野橋500m下流から上流	A A	イ	内之野橋下流	50. 7. 1	H8.6.5見直し(旧:A)
本城川下流	内之野橋500m下流から下流	A	イ	中洲橋	50. 7. 1	
高須川	全域	A	イ	高須橋	50. 7. 1	
神ノ川	全域	A	イ	神ノ川橋	50. 7. 1	
雄川	全域	A	イ	雄川橋	50. 7. 1	
肝属川上流	河原田橋から上流	C	ロ	河原田橋	48.12. 7	
肝属川下流	河原田橋から河口まで	B	ロ	第二有明橋	48.12. 7	
串良川	全域	A	ロ	串良橋	48.12. 7	
田原川	全域	C	ロ	河口から300m上流	48.12. 7	
菱田川	全域	A	ロ	菱田橋	48.12. 7	
安楽川	全域	A	ロ	安楽橋	48.12. 7	
前川	全域	A	イ	権現橋	50. 4. 21	H7.6.5見直し(旧:B)
大淀川上流	宮崎県境から上流	A	ロ	新割田橋	48. 6. 29	
横市川上流	宮崎県境から上流	A	ロ	宝来橋	48. 6. 29	
溝之口川上流	庄内川合流点から上流	A	イ	中谷橋	48. 6. 29	

湖沼
ア COD等に係る環境基準

水 域 名	範 囲	該当 類型	達成 期間	基準 点数	類型指定 年 月 日	備 考
池田湖	全域	A	イ	3	52. 6.17	
鶴田ダム貯水池	曾木の滝から鶴田ダムまで	A	イ	3	56. 1.26	
鰻池	全域	A	イ	1	57.11. 1	
高隈ダム貯水池	全域	A	イ	2	9. 6.25	

イ 全窒素及び全燐に係る環境基準

水 域 名	範 囲	該当 類型	達成 期間	基準 点数	類型指定 年 月 日	備 考
池田湖	全域		口	3	60. 6. 7	全窒素については当分の間適用しない。
鶴田ダム貯水池	曾木の滝から鶴田ダムまで		イ	3	61.12.10	"
鰻池	全域		イ	1	62. 6.10	"
高隈ダム貯水池	全域		イ	2	9. 6.25	"

海域
ア COD等に係る環境基準

水 域	範 囲	基準 点数	該当 類型	達成 期間	類型指定 年 月 日
八代海南部海域 (1)	米之津港	1	B	イ	51. 8. 9
" (2)	米之津川河口海域	1	A	ハ	"
" (3)	全域から上記を除く海域	5	A	イ	"
薩摩半島西部海域 (1)	阿久根港	2	B	イ	53. 9. 1
" (2)	万之瀬川河口海域	1	A	口	"
" (3)	全域から上記及び下記を除く海域	4	A	イ	"
" (4)	川内港	1	B	イ	57. 2. 10
" (5)	串木野港	1	B	イ	"
薩摩半島南部海域	全 域	3	A	イ	52. 6. 17
鹿 児 島 湾 (1)	全域から下記を除く海域	17	A	イ	50. 7. 1
" (2)	鹿児島港本港区	1	B	イ	50. 7. 1 (H7.6.5範囲変更)
" (3)	" 南港区	1	B	イ	"
" (4)	" 木材港区	1	B	イ	"
" (5)	" 谷山一区	1	B	イ	"
" (6)	" 谷山二区	2	B	イ	"
" (7)	山川港	1	B	イ	"
大隅半島東部海域 (1)	志布志港	1	B	イ	51. 8. 9
" (2)	菱田川河口海域	1	A	口	"
" (3)	肝属川河口海域	1	A	口	"
" (4)	全域から上記を除く海域	7	A	イ	"
西之表港海域	全 域	2	A	イ	53. 9. 1
名 瀬 港 海 域 (1)	新川河口海域	1	B	イ	52. 6. 17
" (2)	全域から上記を除く海域	2	A	イ	"
奄美大島本島海域	名瀬港海域を除く奄美大島本島地先海域	4	A	イ	57. 2. 10

イ 全窒素及び全燐に係る環境基準

水 域 名	範 囲	該当 類型	達成 期間	基準 点数	類型指定 年 月 日	備 考
鹿児島湾	全 域		イ	26	8. 6. 5	
八代海南部海域	全 域		イ	7	11. 5.14	

(注) 達成期間「イ」とは、ただちに達成
「口」とは、5年以内に可及的すみやかに達成
「ハ」とは、5年を超える期間で可及的すみやかに達成

4 - (3) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

昭和46．6．21総理府令35
一部改正，昭和49．9．30総理府令65（総水銀，水銀）
昭和49．11．19総理府令70
昭和50．2．3総理府令3（PCB追加）
平成元．4．3総理府令19（TCF，PCF追加）
平成5．8．27総理府令40（海域にかかる窒素・リン追加）
平成5．12．27総理府令54（ジクロロメタン等13項目追加）
平成13．6．13環境省令21（ほう素，ふっ素，アンモニア等化合物追加）

ア 人の健康の保護に関する項目（有害物質）

項 目	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	0.1mg / ℓ
シアン化合物	1mg / ℓ
有機リン化合物	1mg / ℓ
鉛及びその化合物	0.1mg / ℓ
六価クロム化合物	0.5mg / ℓ
砒素及びその化合物	0.1mg / ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg / ℓ
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg / ℓ
トリクロロエチレン	0.3mg / ℓ
テトラクロロエチレン	0.1mg / ℓ
ジクロロメタン	0.2mg / ℓ
四塩化炭素	0.02mg / ℓ
1，2 - ジクロロエタン	0.04mg / ℓ
1，1 - ジクロロエチレン	0.2mg / ℓ
シス - 1，2 - ジクロロエチレン	0.4mg / ℓ
1，1，1，-トリクロロエタン	3mg / ℓ
1，1，2 - トリクロロエタン	0.06mg / ℓ
1，3 - ジクロロプロペン	0.02mg / ℓ
チウラム	0.06mg / ℓ
シマジン	0.03mg / ℓ
チオベンカルブ	0.2mg / ℓ
ベンゼン	0.1mg / ℓ
セレン及びその化合物	0.1mg / ℓ
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg / ℓ 海 域 230mg / ℓ
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg / ℓ 海 域 15mg / ℓ
アンモニア，アンモニウム化合物， 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg / ℓ

注1 排水量に関係なく全ての特定事業場に適用される

イ 生活環境の保全に関する項目

項 目		許 容 限 度
pH(水素イオン濃度)	川, 湖 沼	5.8~8.6
	海 域	5.0~9.0
BOD(生物化学的酸素要求量)	最 大	160 mg / ℓ
	日間平均	120 mg / ℓ
COD(化学的酸素要求量)	最 大	160 mg / ℓ
	日間平均	120 mg / ℓ
SS(浮遊物質質量)	最 大	200 mg / ℓ
	日間平均	150 mg / ℓ
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱 油 類	5 mg / ℓ
	動植物油脂類	30 mg / ℓ
フェノール類含有量		5 mg / ℓ
銅 含 有 量		3 mg / ℓ
亜鉛 含 有 量		5 mg / ℓ
溶解性鉄含有量		10 mg / ℓ
溶解性マンガ含有量		10 mg / ℓ
クロム含有量		2 mg / ℓ
大腸菌群数		日間平均 3000 個 / cm ³
窒素含有量	最 大	120 mg / ℓ
	日間平均	60 mg / ℓ
燐 含 有 量	最 大	16 mg / ℓ
	日間平均	8 mg / ℓ

注1 この表に掲げる排出基準は、一日当たりの平均的な排水の量が50m³以上の特定事業場に適用される。

注2 BODは、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用され、CODは、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用される。

注3 窒素及び燐の適用水域

(1) 窒素

・海域

八代海、鹿児島湾、名瀬港、中甕浦、焼内湾、久慈湾及び篠川湾、薩川湾、諸鈍湾、三浦湾、笠利湾
(H5.8.27設定 H5.10.1施行)

・湖沼

鶴田ダム貯水池(大口市他)(H10.6.23設定 H10.8.1施行)

(2) 燐

・海域

八代海、鹿児島湾、名瀬港、中甕浦、焼内湾、久慈湾及び篠川湾、薩川湾、諸鈍湾、三浦湾、笠利湾
(H5.8.27設定 H5.10.1施行)

・湖沼

高隈ダム貯水池(鹿屋市)、高川ダム貯水池(出水市)、鶴田ダム貯水池(大口市他)、池田湖(指宿市他)、鰻池(山川町)、蘭牟田池(薩摩川内市)、楸崎池(薩摩川内市)、南部ダム貯水池(天城町)
(S60.5.30設定 S60.7.15施行)

伊仙中部ダム(伊仙町)(H10.6.23設定 H10.8.1施行)

大川ダム貯水池(名瀬市)、西京ダム貯水池(西之表市)、永吉ダム貯水池(吹上町、鹿児島市)、竹山ダム貯水池(溝辺町)、須野ダム貯水池(笠利町)、神嶺ダム貯水池(徳之島町)
(H16.5.24設定 H16.6.1施行)